

右の者らに対する各関税法違反、物品税法違反被告事件について、昭和四二年一月一日当裁判所のした上告棄却決定につき、職権で、次のとおり決定する。

本件異議申立期間（三日間）を二〇日間に延長する。

昭和四二年一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美